

GC-MS 分析装置一式保守管理業務委託契約書（案）

茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、GC-MS 分析装置一式保守管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、GC-MS 分析装置一式保守管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）委託業務の名称 GC-MS 分析装置一式保守管理業務
- （2）委託業務の内容 GC-MS 分析装置一式保守管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりのとおり
- （3）履行場所 茨城県立医療大学 実習棟 2 4階 暗室3
茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2

（委託業務の実施方法）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、当該契約書に係る仕様書に従わなければならない。

2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は乙に対して委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 乙は、定期点検を実施した翌月の末日まで及び契約期間終了後の2回、それぞれ委託料の50%を、請求書をもって甲に請求し、甲は、適正な請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める率で計算した額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を免除する。

（検査）

第6条 乙は、定期点検及びオンコール保守の終了後、その都度速やかに作業結果の報告書を提出し、甲の検査を受けなければならない。

（状況報告）

第7条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、または必要な指示をすることができる。

（再委託の制限）

第8条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。
ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(1) 乙が委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があると認めたときには、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、または履行の中止をなすことができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第14条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定めるもののほか、委託業務遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2
茨城県立医療大学
学長 松村 明

乙